

「坂城町商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年12月17日

坂城町長

坂城町規則第21号

坂城町商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

坂城町商工業振興条例施行規則（昭和57年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条各号を次のように改める。

- (1) 株式会社八十二長野銀行 坂城支店
- (2) 長野県信用組合 坂城支店
- (3) 長野信用金庫 坂城支店

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。